資格の学校 平成 28 年度 国税専門官 憲法

【解答例】

問題

国会は、外国産に比べ価格が高く、国際競争力の弱いある産品の生産者を保護し、その健全な発展を図るため、外国からの輸入を規制し、その産品の価格の安定を図る措置を講ずる法律を制定した。その産品を原材料として商品を製造している甲は、この法律による規制措置のため、外国から自由にその産品を輸入することができなくなり、その結果、製造コストが高騰し、著しい収益の低下に見舞われた。甲は、該当立法行為は、「営業の自由」を侵害する違法な公権力の行使に当たるとして、国家賠償法に基づく損害賠償を請求している。

当該請求に含まれる憲法上の問題点について、その請求の当否と共に論じなさい。

解答のポイント

本問は生糸の一元輸入措置の実施、売渡価格の規制等について定める繭糸価格安定法の立法行為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上例外的に違法の評価を受けるものではないとした西陣ネクタイ訴訟(最判平 2・2・6、憲法判例百選 I 第 6 版 98 事件)を素材にしている。

問題文でわざわざ「営業の自由」とあるので、前提として営業の自由の憲法上の根拠は触れるべきだろう。また、同判例の争点が、 ①法律による規制の合理性の有無、②国家賠償法上の違法といえるか、であったから、その2点について言及する必要がある。②に 関しては、同判例も引用している在宅投票制度廃止事件に関する最判昭60・11・21に基づいた記述ができていれば十分だろう。

解答例

1. 甲が主張する「営業の自由」はそもそも憲法上保障されているか,憲法上明文がないため問題となる。

憲法 22 条 1 項は職業選択の自由を保障しているが、職業選択の自由には、自己の従事すべき職業を自由に選択する自由だけでなく、選択した職業を遂行する自由をも含まれ、さらに、その自由の一内容として、営利を目指す継続的・自主的な活動である営業の自由も含まれる。

もっとも、営業の自由が憲法上の権利であるとしても、絶対無制約なものではなく、公共の福祉(13条,22条1項)による制約に服する。

2. 次に、甲は、本間法律による規制措置が、違法な公権力の行使に当たるとして、国家賠償法に基づく損害賠償を請求している。 そこで、立法行為がどのような場合に国家賠償法上違法の評価を受けるかが問題となる。

思うに、国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではない。よって、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法 1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けない(在宅投票制度廃止事件判例に同旨)。

- 3. では、本問法律による規制措置が、そのような例外的な場合に当たるか。
- (1) 営業の自由のような経済的自由権の規制に関する合憲性判定基準は、精神的自由権の規制に比べて緩やかな審査基準が妥当する (二重の基準)。また、経済的自由権の規制といっても、その規制目的も様々であって緩やかな審査基準といっても一様ではない。 具体的には、積極的な社会経済政策の実施の一手段として、個人の経済活動に対し一定の合理的規制措置を講ずる積極目的規制

は、憲法が予定し、かつ、許容するところであるから、裁判所は、立法府の判断を尊重し、立法府がその裁量権を逸脱し、当該 規制措置が著しく不合理であることの明白な場合に限って、これを違憲としてその効力を否定することができる(明白性の原則)。 これに対し、現実の社会生活における公共の安全・秩序維持の見地からする消極目的規制の場合、積極目的規制の場合に比べ 裁判所の審査になじむので、立法目的が重要な公共の利益といえるかどうか、規制手段がより制限的ではない代替手段があるか どうかを審査し、目的と手段との間に実質的関連性がない場合には違憲とすべきである(厳格な合理性の基準)。

- (2) これを本問法律による規制措置についてみると、本問法律は、問題文に「国際競争力の弱いある産品の生産者を保護し、その健全な発展を図るため、外国からの輸入を規制し、その産品の価格の安定を図る措置を講ずるために制定」とあるので、社会経済の均衡のとれた調和的発展のための積極目的規制である。そして、その内容は、立法府に与えられた裁量権を逸脱し、当該規制措置が著しく不合理であることの明白な場合とはいえない。よって、本問法律による規制措置は、営業の自由に対する公共の福祉による制約として認められる。
- (3) とすれば、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に 想定し難いような例外的な場合には当たらないから、国家賠償法上違法の評価を受けない。 したがって、甲の賠償請求は認められない。

以上

(1406字)

TAC 生はココで解けた!

「営業の自由」に関しては、法律系専門記述対策テキストレジュメ P.145 問題 13 にズバリ本問と同様のテーマが掲載されている。